

消費者庁に「消費者安全調査委員会」ができました

消費者が製品や施設などの利用により、けがをしたり、命を落とすような事故に遭ったりした場合、その原因を正しく究明し、二度と同じような事故が起こらないよう、確実な措置を取ることが必要です。

そこで国は、消費者が被害に遭った事故を調査し、原因を究明する「消費者安全調査委員会」を設置しました。

◆対象となる事故

製品・食品・施設・サービスなどの、消費者の生命身体に関わる事故です。 ※運輸安全委員会が担当する航空・鉄道・船舶の事故は除く。

◆調査対象の選定

「事故原因である商品やサービスが、広く消費者に利用されている」「その事故が広く消費者に発生する可能性がある」「生命身体に関わる重大な事故である」「消費者自ら回避することが困難である」などの要素を総合的に判断して、調査対象を選定します。

◆調査委員会の役割

ほかの行政機関によって調査が行われている場合は、調査結果の評価を行い、必要に応じて意見を述べます。



また自ら事故原因の調査を行います。さらに、被害の発生・拡大防止のための施策などを、内閣総理大臣や関係行政機関の長に提言します。

◆事故原因調査などの申出制度

事故に遭った被害者だけでなく、事故原因の究明が必要と思う場合は、誰でもその旨を申し出て、原因調査を行うよう求めることができます。

申し出された事案については、調査委員会で検討し、必要があると認めるときは、事故原因の調査などを行います(申し出の全てを調査するものではありません)。また消費者庁では、電話による相談も行っています。

【申出制度の問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課事故調査室

専用電話：☎03-3507-9268

受付時間：午前10時～午後5時(平日のみ)

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)